

令和元年7月10日

旧北上川水面利用者協議会事務局
北上川下流河川事務所
石巻市

石巻市中瀬周辺において船舶の移動を促す周知活動を行います

先の東日本大震災において、津波により係留船が市街地に流出したことで被害を拡大させたほか復旧活動へ支障をきたすこととなりました。

河川への不法係留の禁止、秩序ある水面利用を船舶所有者等へ啓発することを目的として、旧北上川水面利用者協議会においてチラシ配布等により移動を促す周知活動を行います。

なお、詳細は下記のとおりです。

記

○活動日時 令和元年 7月12日（金）13：30～15：30（予定）
(予備日：令和元年 7月16日（火）13：30～15：30（予定）)

○開始場所 水辺の復興・みらい館（石巻市中瀬・石ノ森萬画館となり）

■周知活動の概要について

旧北上川水面利用者協議会事務局にて、旧北上川河口部に許可なく長期間係留している船舶の移動を所有者へ促す周知活動を行っております。

昨年10月11日に行われた周知活動に続き第6回目の周知活動です。第9回旧北上川水面利用者協議会にて承認され策定した「旧北上川河口部における不法係留船対策計画書」を踏まえ不法係留である旨を周知致します。

協議会資料及び記者発表については、北上川下流河川事務所のホームページでもご覧になれます。
ホームページアドレス【<http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>】

<発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ>

問い合わせ先

○国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

占用調整課長 長崎 正恵（ながさき まさえ）

住所：石巻市蛇田字新下沼80 電話：0225-95-0194（代表）

○石巻市 建設部 参事兼河川港湾課長 相馬 里史（そうま さとし）

住所：石巻市穀町14-1 電話：0225-95-1111（代表）

防災・減災にご協力ください

不法係留です。船舶を移動してください。

河川(堤防等)に杭等を打ち込む行為や係留設備は設置できません。
(堤防等が弱体化し地域の安全を損なうおそれがあります。)

平成30年2月に「旧北上川河口部における
不法係留船対策計画書」が策定されました。

当該計画書にて、令和2年4月以降に旧北上川河口部に不法係留している船舶については、河川法に基づく規制手順を踏まえ強制的に撤去(行政代執行)し、撤去費用は船舶所有者に請求します。

船舶等の所有者は下記まで連絡願います。

船舶等の移動に係る照会先

プレジャー ・ヨット	個人的にレジャーを楽しむことを目的として登録・利用している船	国土交通省 北上川下流河川事務所 占用調整課 電話：(0225) 94-9851
漁 船	漁業を生業とすることを目的として登録している船	宮城県東部地方振興事務所 水産漁港部 漁港管理班 電話：(0225) 95-7318
事 業 船	事業を営むことを目的としている船(曳航船・運航船等)	宮城県石巻港湾事務所 港政班 電話：(0225) 95-6272
旧北上川防災マリーナ整備 に関するこ		石巻市 建設部 河川港湾課 電話：(0225) 95-1111

Q & A

・係留先はどこになるのか？ 係留料金は？

→ 照会のあった船舶に対して、行政機関が個別に提案します。また、係留先によっては料金が発生する場合があります。

・昔から自由にとめてきたのに、今になってなぜ規制されなければならないのか？

→ 従来から旧北上川には許可無く係留することはできません。またチリ地震津波では流出した船舶が内海橋に引っかかり火災を発生させたほか、先の震災においては、船舶が市街地に流出し被害を拡大させたほか復旧活動に支障をきたしたところです。

・このまま係留していると、どうなる？

→係留船が沈没した場合等、燃料油などが流出し河川環境が悪化するなど重大な被害が生じる恐れがあります。また、その処理の費用は原因者負担となります。

・川は自由に使用できるのではないか？

→散歩、ボート遊び、釣りなどのためには誰でも自由に使用できます。しかし、係留するための施設や工作物などを設置することは、河川法によって規制されます。無断設置は河川法違反です。

・旧北上川防災マリーナはいつ出来るの？ 防災マリーナは有料なの？

→令和2年4月以降の供用開始を目指しています。それまでに、料金設定等を検討していくこととしています。

旧北上川水面利用者協議会とは

協議会は、旧北上川河口地域において「秩序ある水面利用」を促すための議論・検討することを目的として、設立されました。

《協議会の構成》 学識経験者・国・宮城県・石巻市・水面利用者等・沿川住民・海保・警察
協議会の詳細は北上川下流河川事務所ホームページをご覧下さい。
アドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/construction/311shinsai/index.html>

問い合わせ先

国土交通省 北上川下流河川事務所 占用調整課

電話 0225-94-9851

石巻市 建設部 河川港湾課

電話 0225-95-1111

旧北上川水面利用者協議会 事務局

■水辺の復興・みらい館へのアクセス

